⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
　政府電子調達（ＧＥＰＳ）
　https://www.geps.go.jp/
　上記３⑴の問い合わせ先に同じ。
⑶　入札説明書の交付方法　上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和４年４月13日12時00分
⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和４年５月17日12時00分
⑹　開札の日時及び場所　令和４年５月18日　㋐11時00分　㋑11時10分　㋒11時20分　北海道開発局稚内開発建設部　４階入札室
⑺　本入札に係る落札決定及び契約締結は、令和４年５月18日を予定しているが、予算成立が５月19日以降となった場合は、予算成立日に落札決定及び契約締結する。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみの契約とする。
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
　①　電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（申請書等）を所定の受領期限までに上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。
　②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
　なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札及び入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記３⑷により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。なお、当該資格の申請は「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年３月31日付官報）により随時受け付ける。
⑼　その他　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : NAKAJIMA Yuichi, Director of Wakkanai Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
　①　Electricity to be used in a Government office building of Wakkanai Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau (Hightension Power), 1 set
　②　Electricity to be used in such as road tunnels of Wakkanai Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau (High tension Power), 1 set
　③　Electricity to be used in ancillary road structures within the jurisdiction of Wakkanai Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau (low tension Power), 1 set
⑷　Delivery period : From 1 December 2022 through 30 November 2023
⑸　Delivery place : As per the specifications
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
　①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
　②　have Grade A, B, C or D in terms of the qualification for participating in tenders of the “sale of product” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2022・2023・2024
　③　Have registered in accordance with article 2—2 of the Electricity Utilities Industry Law
　④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
　⑤　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau during the time of tender opening from time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 13 April 2022
⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 17 May 2022
⑼　Contact point for the notice : TADA Minoru, Officer of Contracts Division, Wakkanai Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau, 6—1, Suehiro 5-Chome, Wakkanai, Hokkaido, 097—8527, Japan TEL 0162—33—1084

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年３月14日
　支出負担行為担当官
　　第二管区海上保安本部長　黒石　　積
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
○二経入第383号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　77
⑵　購入等件名及び数量　（海洋）航空レーザー測深機点検・整備業務
⑶　調達件名の仕様等　仕様書による。
⑷　履行期限　令和５年３月31日
⑸　履行場所　第二管区海上保安本部仙台航空基地
⑹　入札方法　入札金額は、調達案件の履行に要する一切の諸経費を含め上記物品の契約金額の総価を入札金額とすること。
⑺　入札書の記入方法等　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑻　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。